

埼玉大学教養学部主催・教育協力会後援  
講演会

尾松亮（関西学院大学災害復興制度研究所）

## チェルノブイリ原発事故から30年、被災者の権利はどう守られるのか

日時 2016年5月10日（火）14:40-16:10

場所 埼玉大学全学講義棟1号館201番

### 講演趣旨（講師本人による）

1986年4月26日に起きたチェルノブイリ原発事故から、30年が過ぎました。

土壌汚染の主な原因となったセシウム137の半減期30年（放射線が半分になる時期）をむかえ、汚染の程度が低下している地域もあります。しかし被災地域で健康被害を訴える声は多く、いまだに「原発事故被害」の評価について、政府、専門家、住民達の意見は食い違っています。

数十年以上続く放射生物質の影響と、社会はどう向き合うことが出来るのか。放射能の影響について「甲状腺癌など一部しか認めない」公式見解がある一方で、被災国は「分からないが、リスクはある」という立場から被災者を保護する制度を作りました。「被災者保護法—チェルノブイリ法」は、度重なる改悪を経ながらも、30年後の被災者達をどう守っているのか。4月に行った現地調査をもとに、30年後の被災地の現状を伝えます。

答えの出ない問題ですが、福島第一原発事故後の日本の社会のあり方にも引きつけて、考えてみたいと思います。

### 講師紹介

尾松亮。関西学院大学災害復興制度研究所研究員。

埼玉大学教養学部卒業。東京大学大学院人文社会系研究科修士課程修了。平成16~19年、文部科学省長期留学生派遣制度により、モスクワ国立大学に留学。通信社、民間シンクタンクに勤務。チェルノブイリ被災者保護制度の紹介と政策提言に取り組む。2012年には政府のワーキングチームで「子ども・被災者支援法」の策定に向けた作業に参加。

著書に『3.11とチェルノブイリ法』（2016年3月東洋書店新社）

共著に『原発事故 国家は同責任を負ったか：ウクライナとチェルノブイリ法』（2016年3月）

※本講演は埼玉大学教養学部の授業「スラブの歴史Ⅰ」の一環として行われますが、一般学生、教職員、地域の方々にも公開して行われます（予約不要）。

連絡先：埼玉大学教養学部ヨーロッパ・アメリカ文化専修 野中進

電話：048-858-3042

ファックス：048-858-3685

メール：[nonaka@mail.saitama-u.ac.jp](mailto:nonaka@mail.saitama-u.ac.jp)